

平成29年3月1日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	市道の認定について……………	1
議案第 2 号	市道の路線変更について……………	7
議案第 3 号	市道の廃止について……………	1 8
議案第 4 号	財産の無償譲渡について……………	2 2
議案第 5 号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	2 3
議案第 6 号	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	2 7
議案第 7 号	秩父市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	3 2
議案第 8 号	秩父市税条例等の一部を改正する条例……………	3 3
議案第 9 号	秩父市立保育所条例の一部を改正する条例……………	4 1
議案第 1 0 号	秩父市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例……………	4 2
議案第 1 1 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例……………	4 4
議案第 1 2 号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例及び秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例……………	4 7
議案第 1 3 号	秩父まつり会館条例の一部を改正する条例……………	6 9
議案第 1 4 号	秩父市教育研究所条例の一部を改正する条例……………	7 0

議案第15号	平成28年度秩父市一般会計補正予算(第4回)	71
議案第16号	平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)	78
議案第17号	平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)	81
議案第18号	平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回) ..	85
議案第19号	平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第3回)	91
議案第20号	平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算(第3回)	96
議案第21号	平成28年度秩父市立病院事業会計補正予算(第3回)	98
議案第22号	平成29年度秩父市一般会計予算	100
議案第23号	平成29年度秩父市国民健康保険特別会計予算	101
議案第24号	平成29年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算	102
議案第25号	平成29年度秩父市介護保険特別会計予算	103
議案第26号	平成29年度秩父市下水道事業特別会計予算	104
議案第27号	平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算	105
議案第28号	平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算	106
議案第29号	平成29年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算	107
議案第30号	平成29年度秩父市駐車場事業特別会計予算	108
議案第31号	平成29年度秩父市立病院事業会計予算	109

議案第1号

市道の認定について

次のとおり市道を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
尾田蒔506号線	秩父市蒔田字矢口	1492番5地先
	秩父市蒔田字聖山	1516番21地先
大滝幹線20号線	秩父市大滝字強石	4894番2地先
	秩父市大滝字檜平	1798番6地先
大滝幹線21号線	秩父市大滝字大久保東ノ平駒形	3881番2地先
	秩父市大滝字栃本カツ畑	3434番8地先
大滝677号線	秩父市大滝字落合	985番地先
	秩父市大滝字槌打塩平	5444番3地先
大滝678号線	秩父市大滝字麻生梅三久保	3790番6地先
	秩父市大滝字栃本岩下	5684番10地先
大滝679号線	秩父市大滝字大達原	582番2地先
	秩父市大滝字大達原茶ヤヲ根	4477番1地先

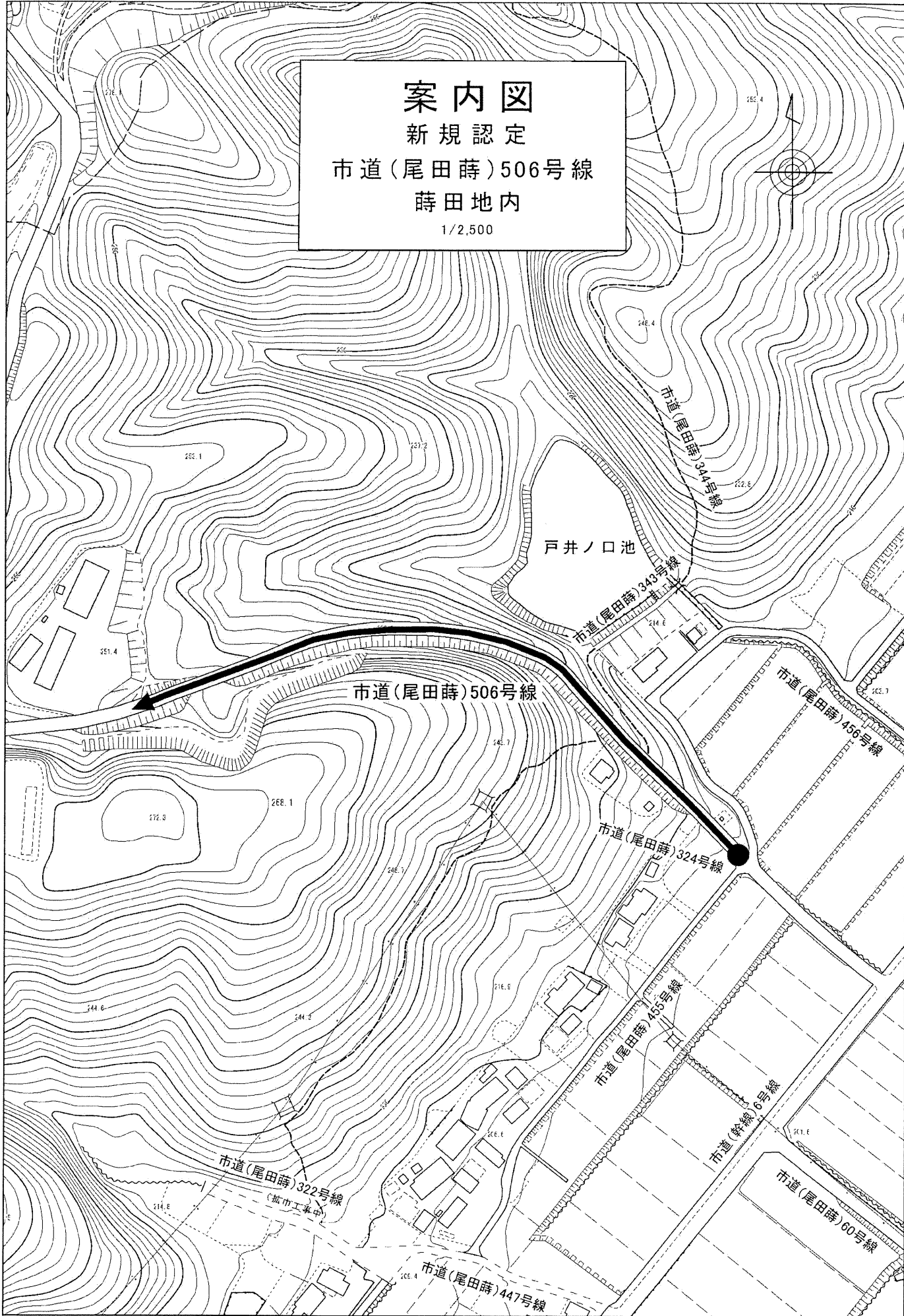
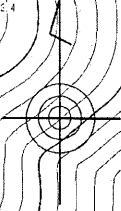
平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道に認定し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により提出する。

案内図
新規認定
市道(尾田蒔)506号線
蒔田地内
1/2,500







案内図

新規認定

上道 : 市道(大滝幹線)21号線

下道 : 市道(大滝)678号線

大滝地内

(1/20,000)

【上道】市道(大滝幹線)21号線

【下道】市道(大滝)678号線

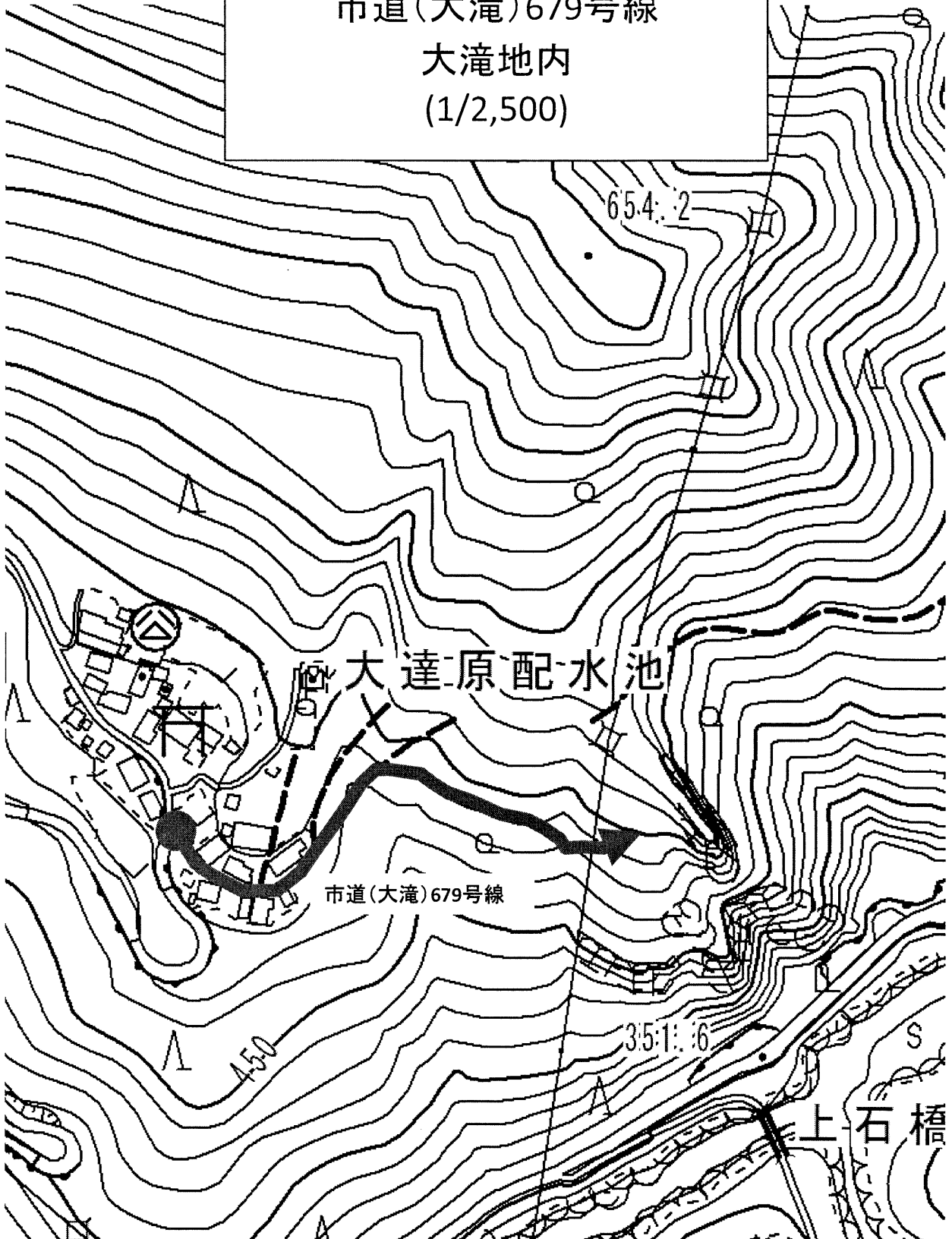
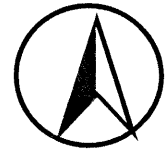
案内図

新規認定

市道(大滝)679号線

大滝地内

(1/2,500)



議案第2号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点		重要な 経過地
		終 点		
大滝幹線7号線	旧	秩父市大滝字大輪	715番1地先	
		秩父市三峰字上倉	298番地先	
	新	秩父市大滝字大輪	715番1地先	
		秩父市大滝字大輪	358番3地先	
大滝幹線12号線	旧	秩父市大滝字上中尾岩下	3690番3地先	
		秩父市大滝字大久保芋平	3854番1地先	
	新	秩父市大滝字大久保芋平	3854番1地先	
		秩父市大滝字麻生オトシ倉	5573番2地先	
大滝105号線	旧	秩父市大滝字強石	4795番4地先	
		秩父市大滝字大達原	528番2地先	
	新	秩父市大滝字強石	4795番4地先	
		秩父市大滝字大達原シモサス	5222番5地先	
大滝110号線	旧	秩父市大滝字大血川	340番地先	
		秩父市大滝字大血川	4578番地先	
	新	秩父市大滝字大血川	340番地先	
		秩父市大滝字大血川	372番地先	
大滝127号線	旧	秩父市大滝字落合	985番地先	
		秩父市大滝字槌打シオノ平	5445番3地先	
	新	秩父市大滝字槌打塩平	5444番3地先	
		秩父市大滝字槌打シオノ平	5445番3地先	

平成29年3月1日提出

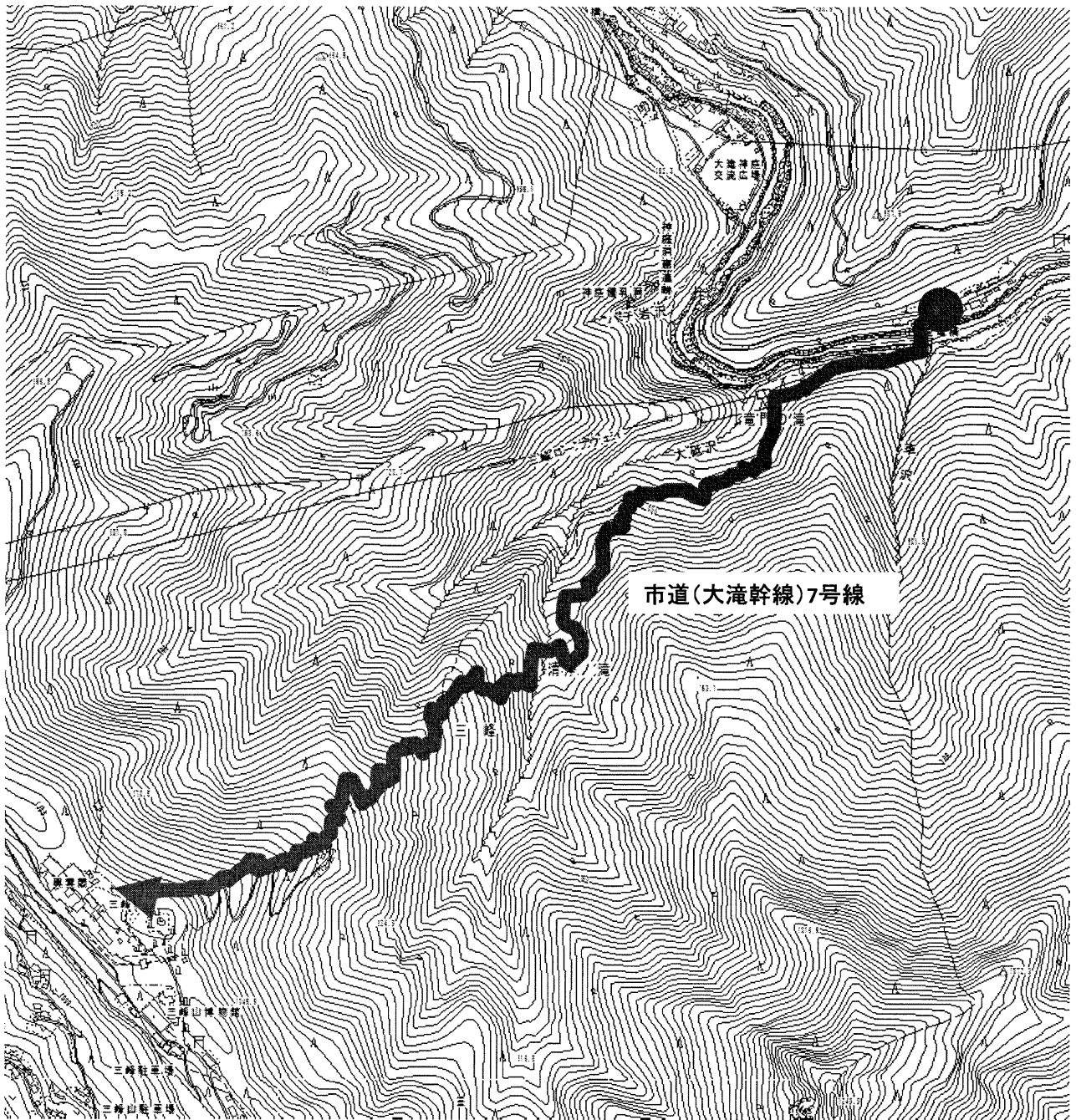
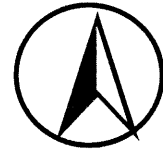
秩父市長 久喜邦康

提案理由

路線を変更し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により提出する。

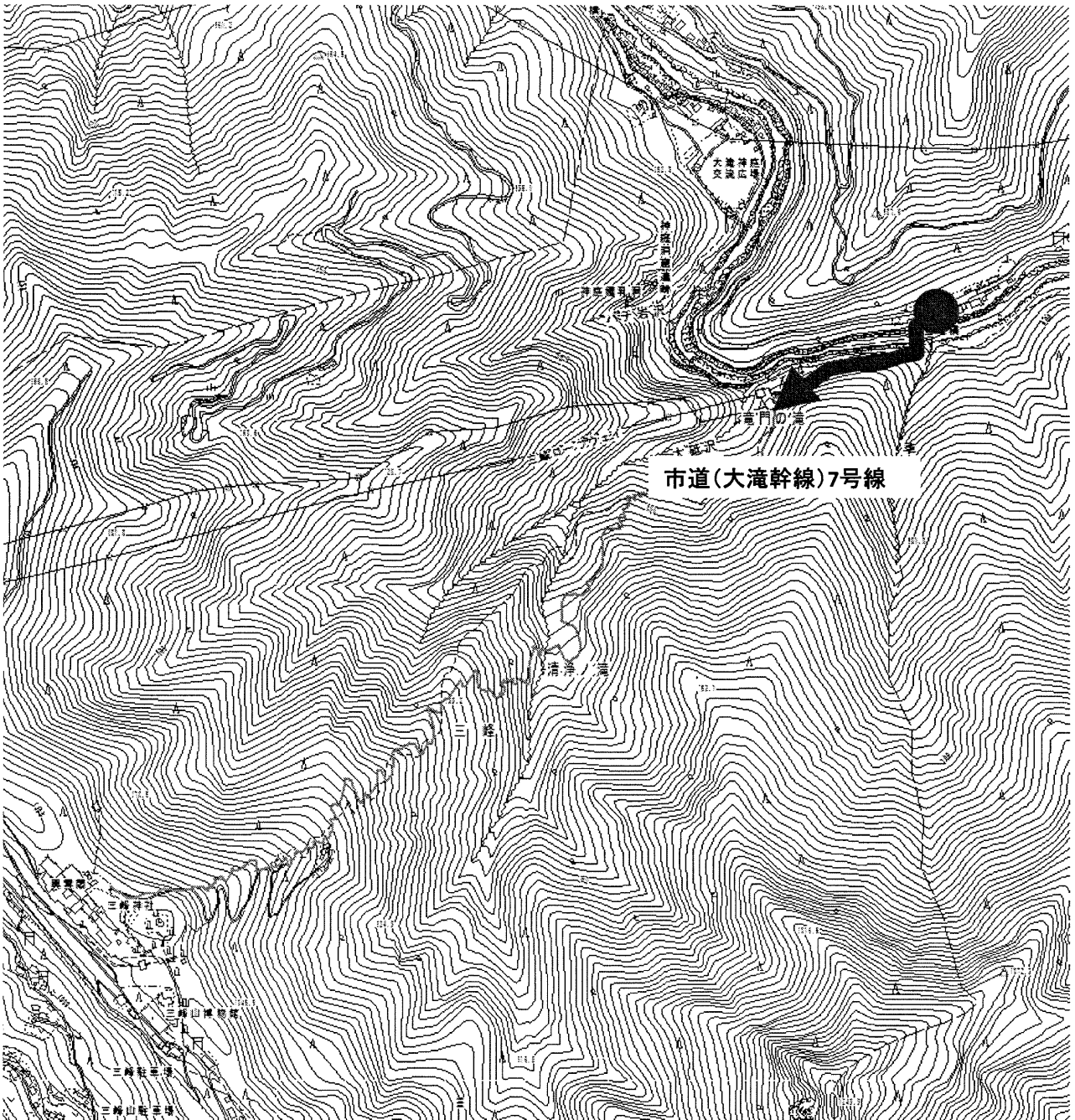
案内図

路線変更(変更前)
市道(大滝幹線)7号線
大滝地内
(1/10,000)



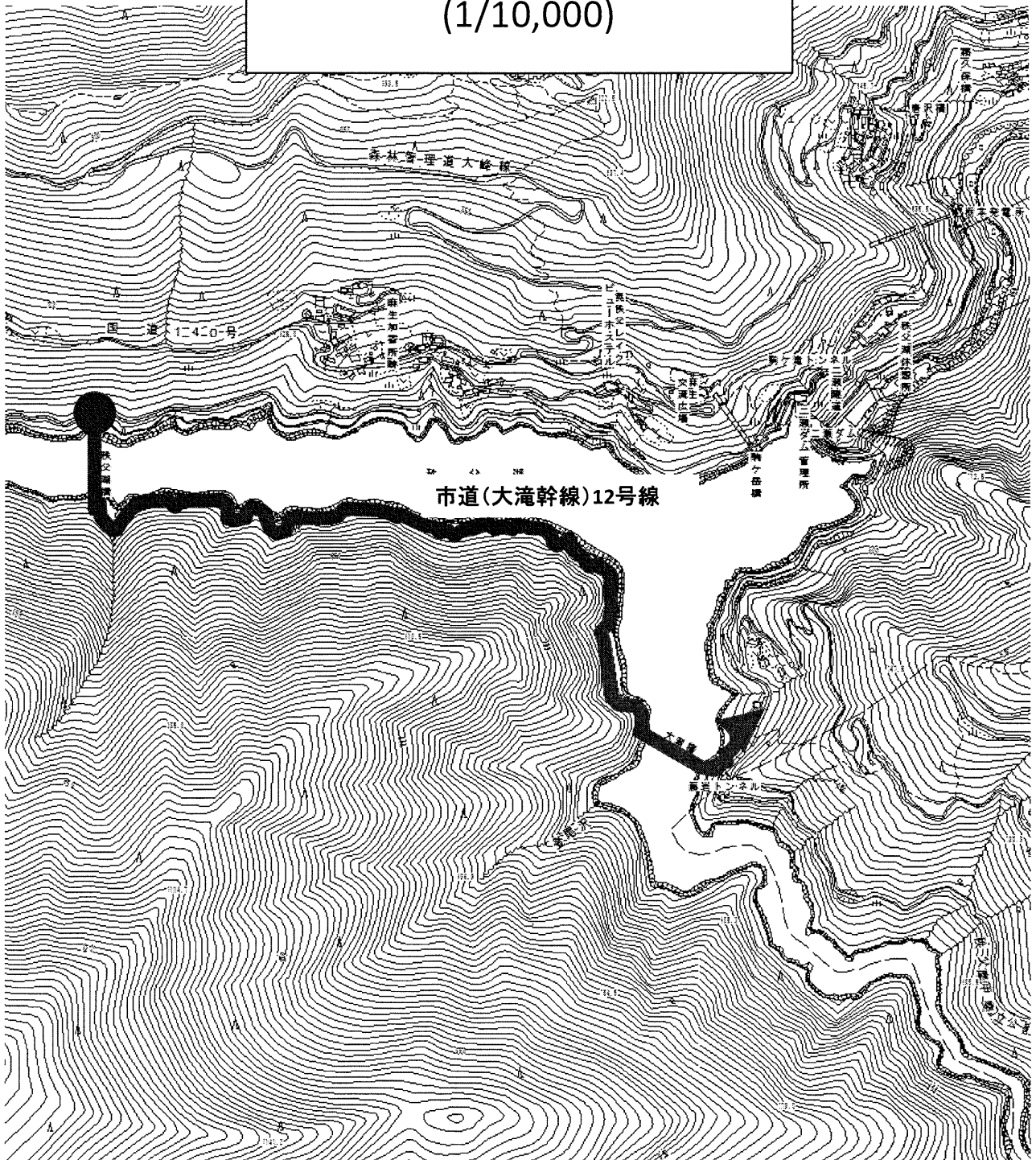
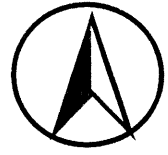
案内図

路線変更(変更後)
市道(大滝幹線)7号線
大滝地内
(1/10,000)



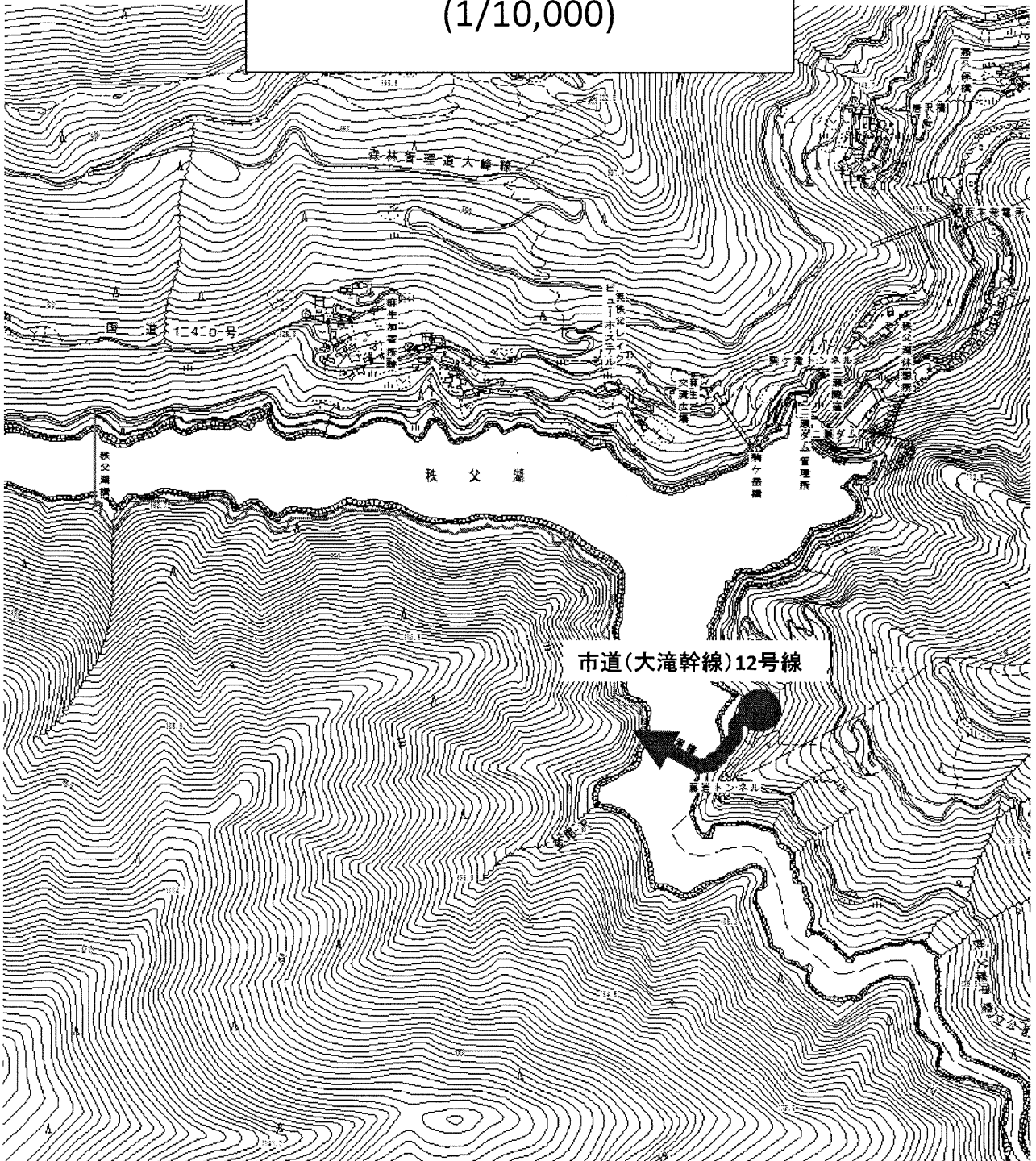
案内図

路線変更(変更前)
市道(大滝幹線)12号線
大滝地内
(1/10,000)



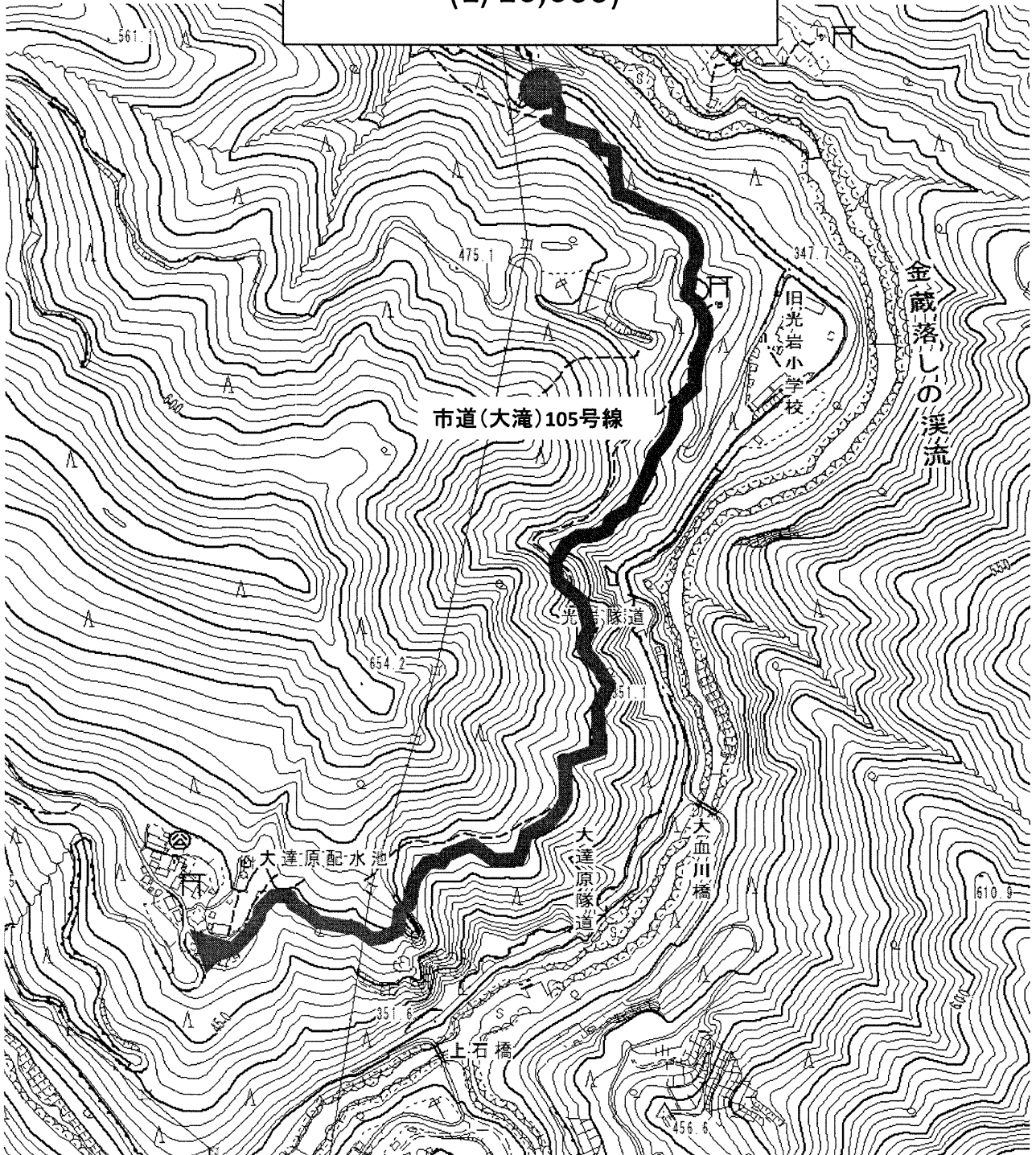
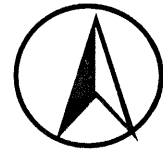
案内図

路線変更(変更後)
市道(大滝幹線)12号線
大滝地内
(1/10,000)



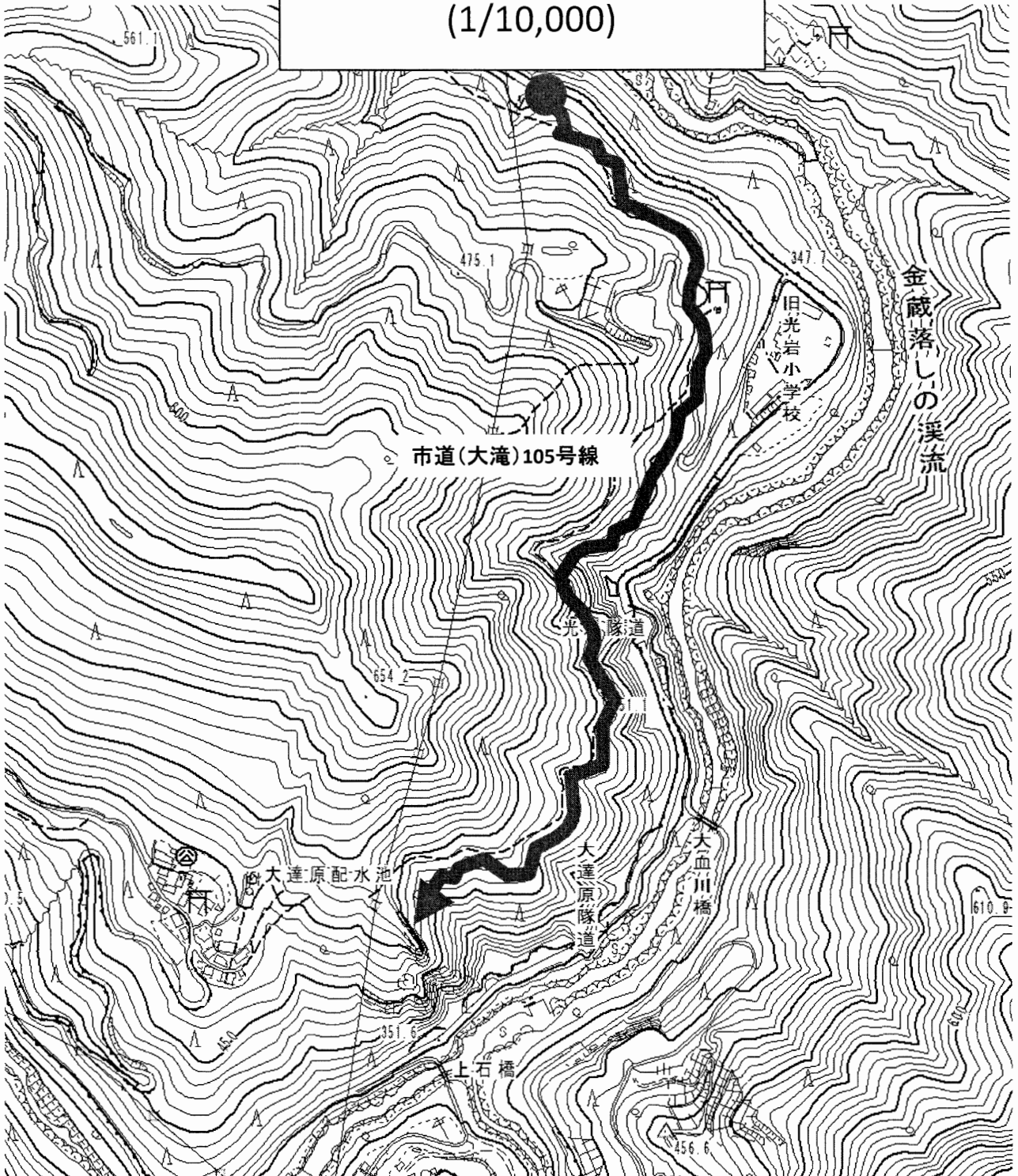
案内図

路線変更(変更前)
市道(大滝)105号線
大滝地内
(1/10,000)



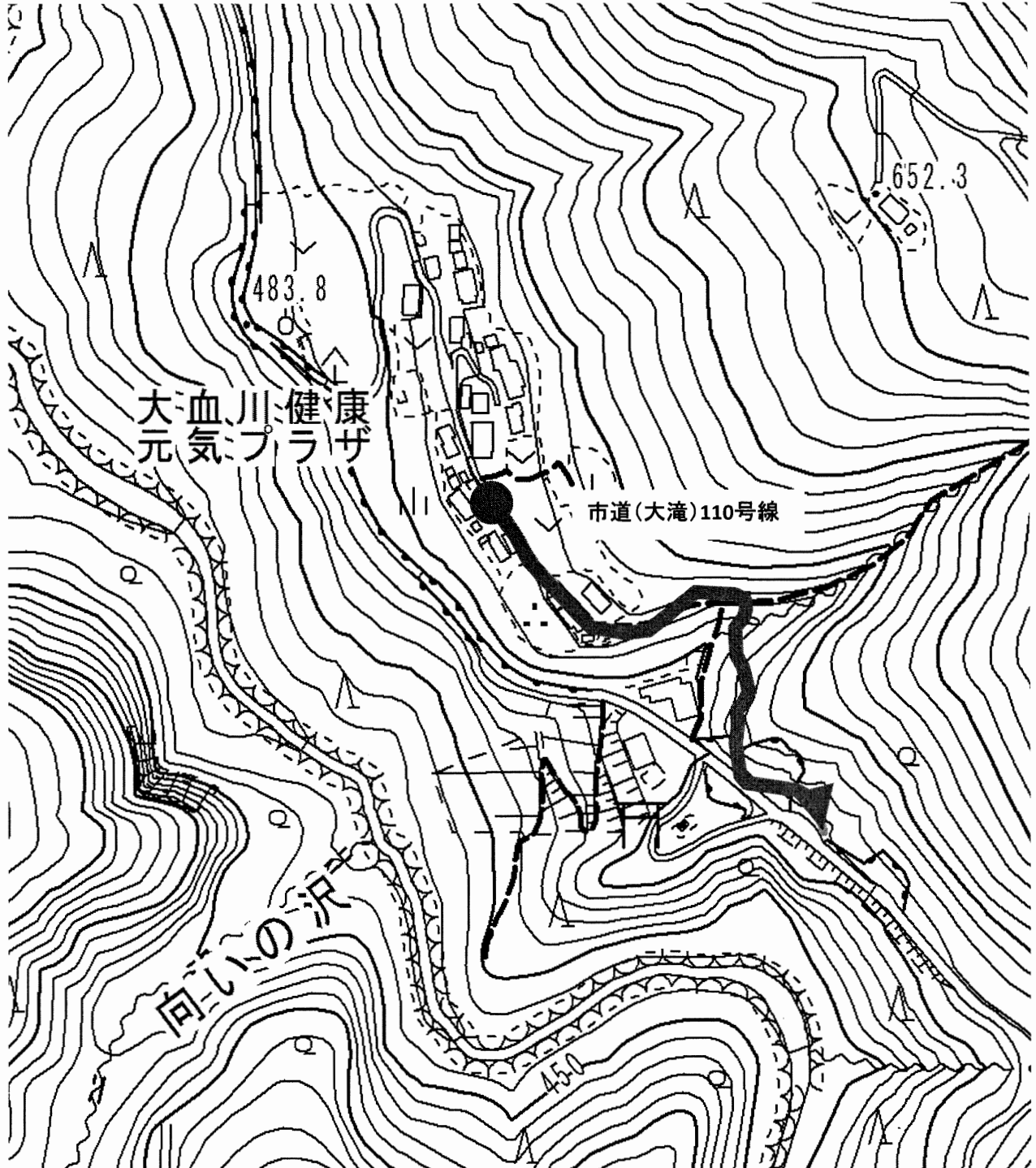
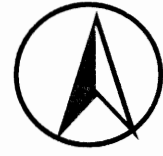
案内図

路線変更(変更後)
市道(大滝)105号線
大滝地内
(1/10,000)



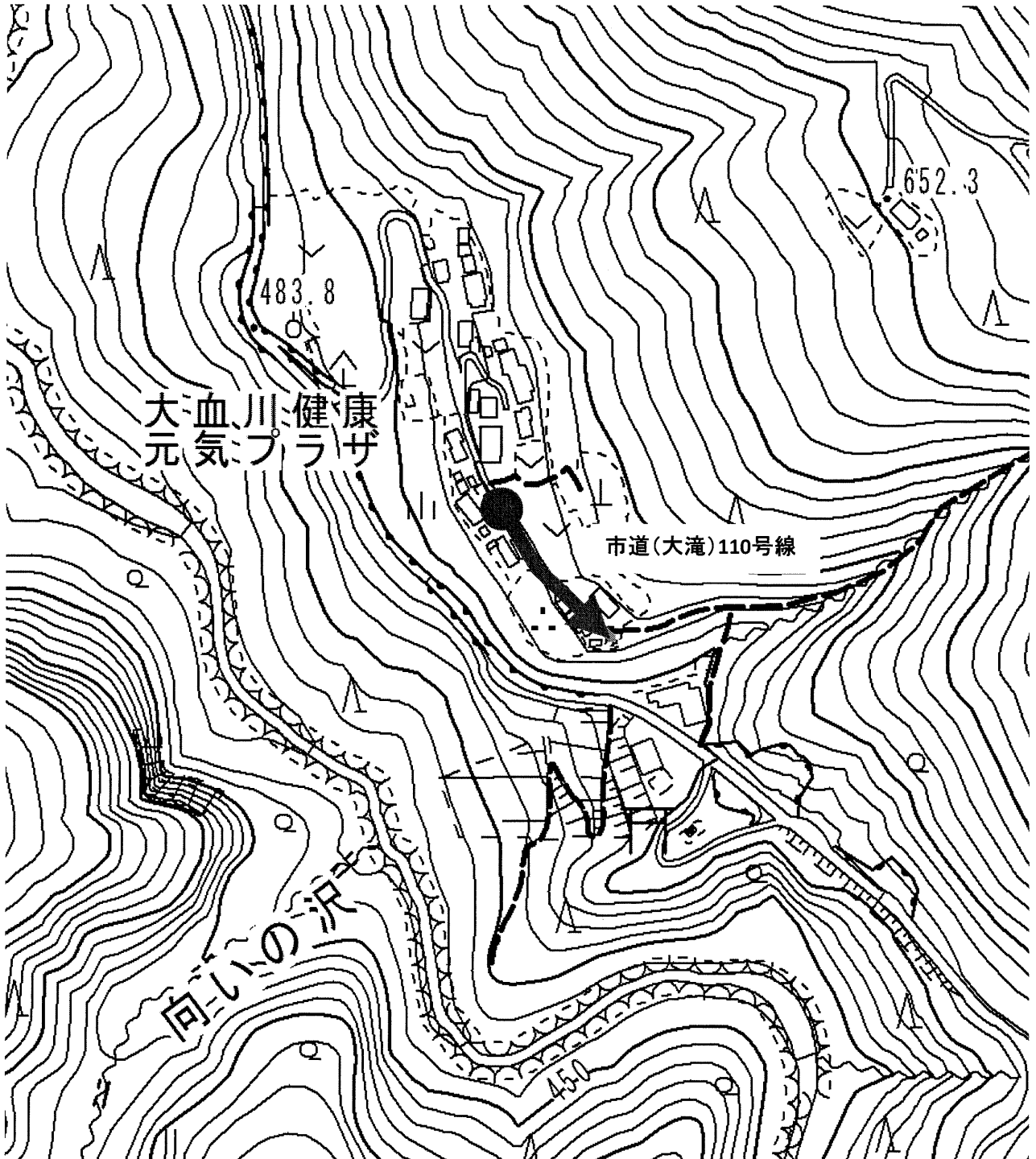
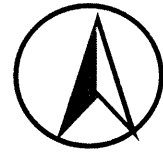
案内図

路線変更(変更前)
市道(大滝)110号線
大滝地内
(1/2,500)

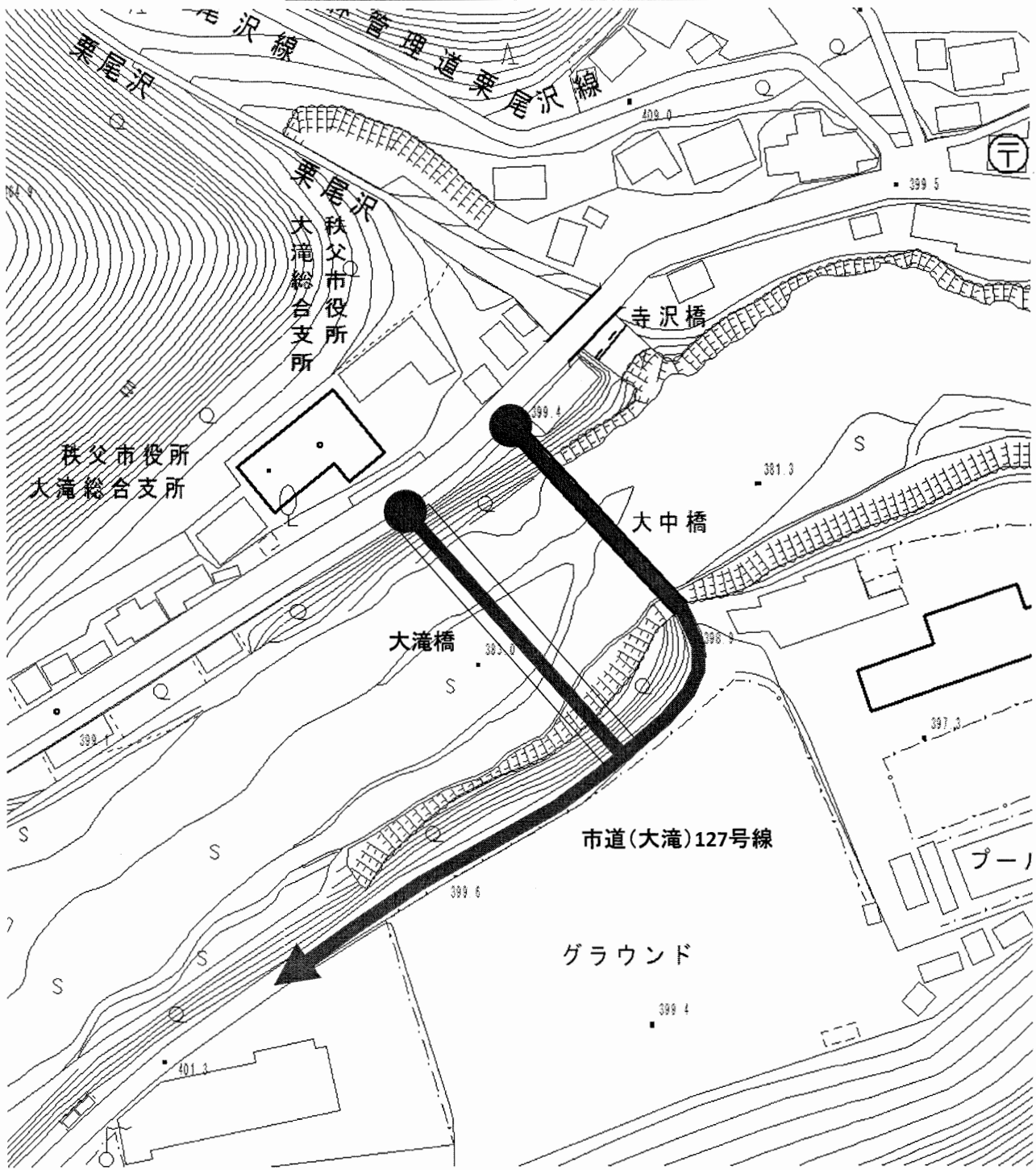


案内図

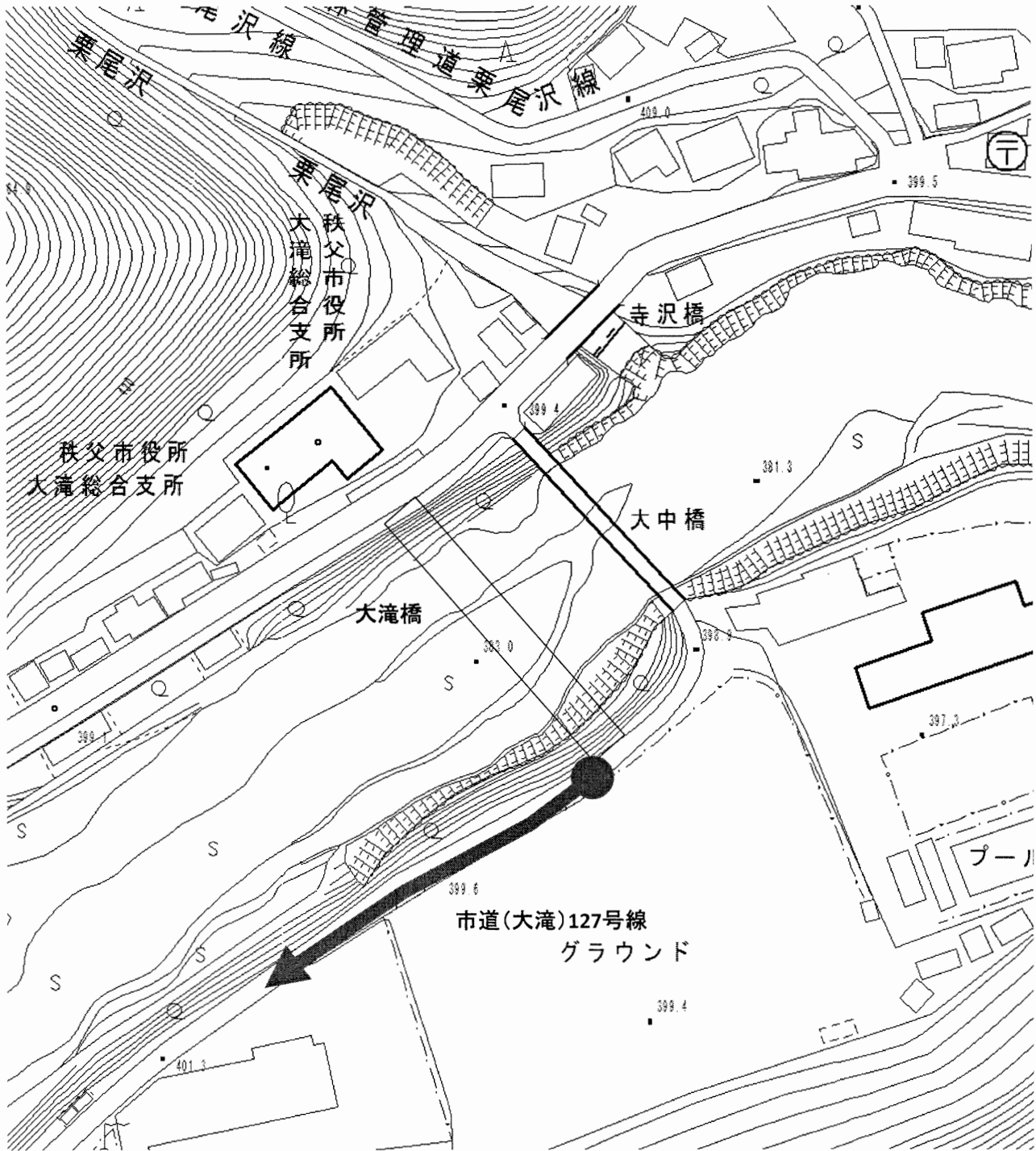
路線変更(変更後)
市道(大滝)110号線
大滝地内
(1/2,500)



案内図
路線変更(変更前)
市道(大滝)127号線
大滝地内
(1/1,000)



案内図
路線変更(変更後)
市道(大滝)127号線
大滝地内
(1/1,000)



議案第 3 号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
大滝 1 6 9 号線	秩父市中津川字赤岩日影 5 2 2 番 3 地先	
	秩父市中津川字赤岩日影 5 2 2 番 3 地先	
大滝 1 7 0 号線	秩父市中津川字赤岩日影 5 2 2 番 3 地先	
	秩父市中津川字赤岩日影 5 2 2 番 3 地先	
大滝 1 7 1 号線	秩父市中津川字狩掛沢 5 5 8 番 1 地先	
	秩父市中津川字狩掛沢 5 5 8 番 3 地先	

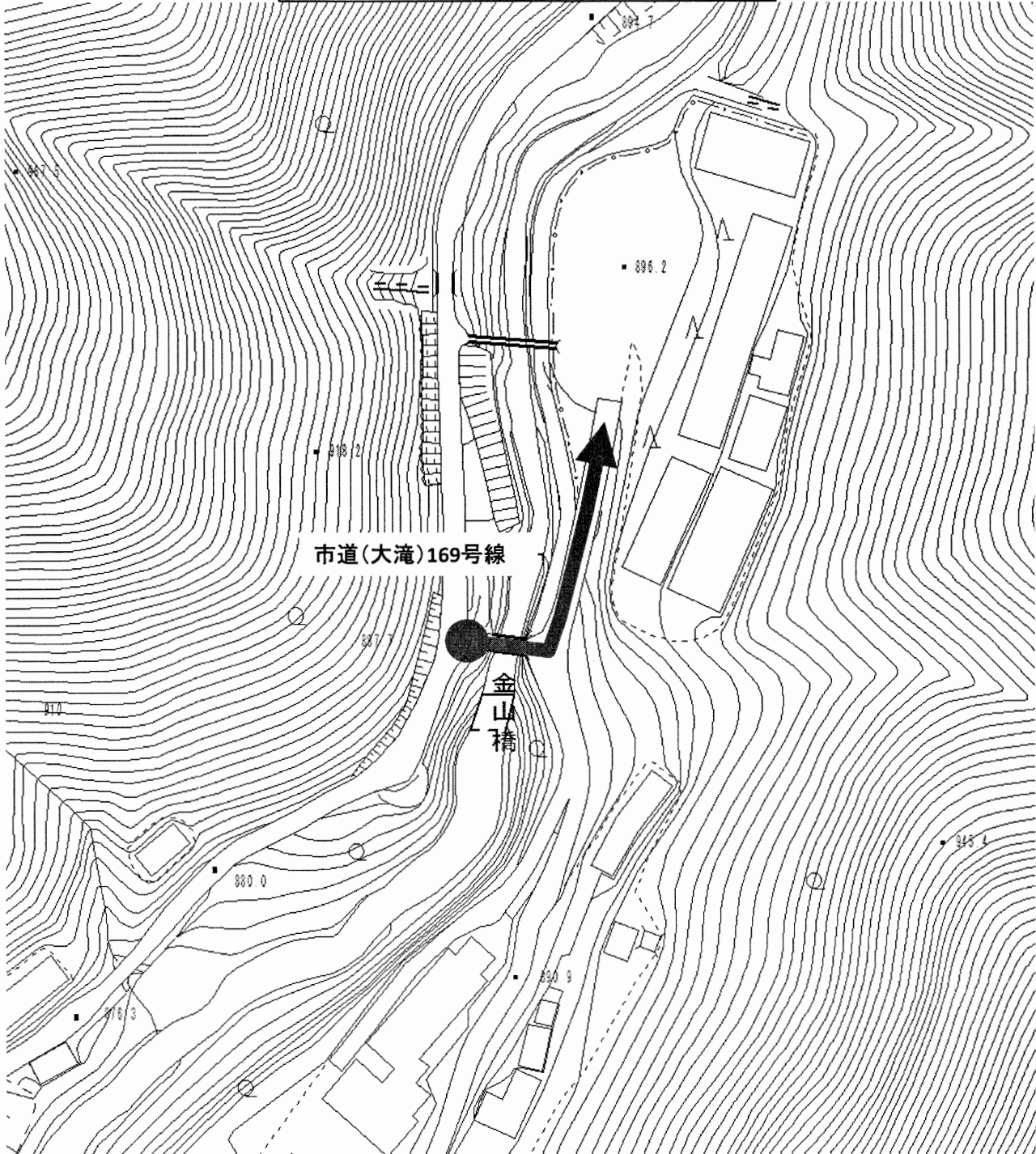
平成 2 9 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

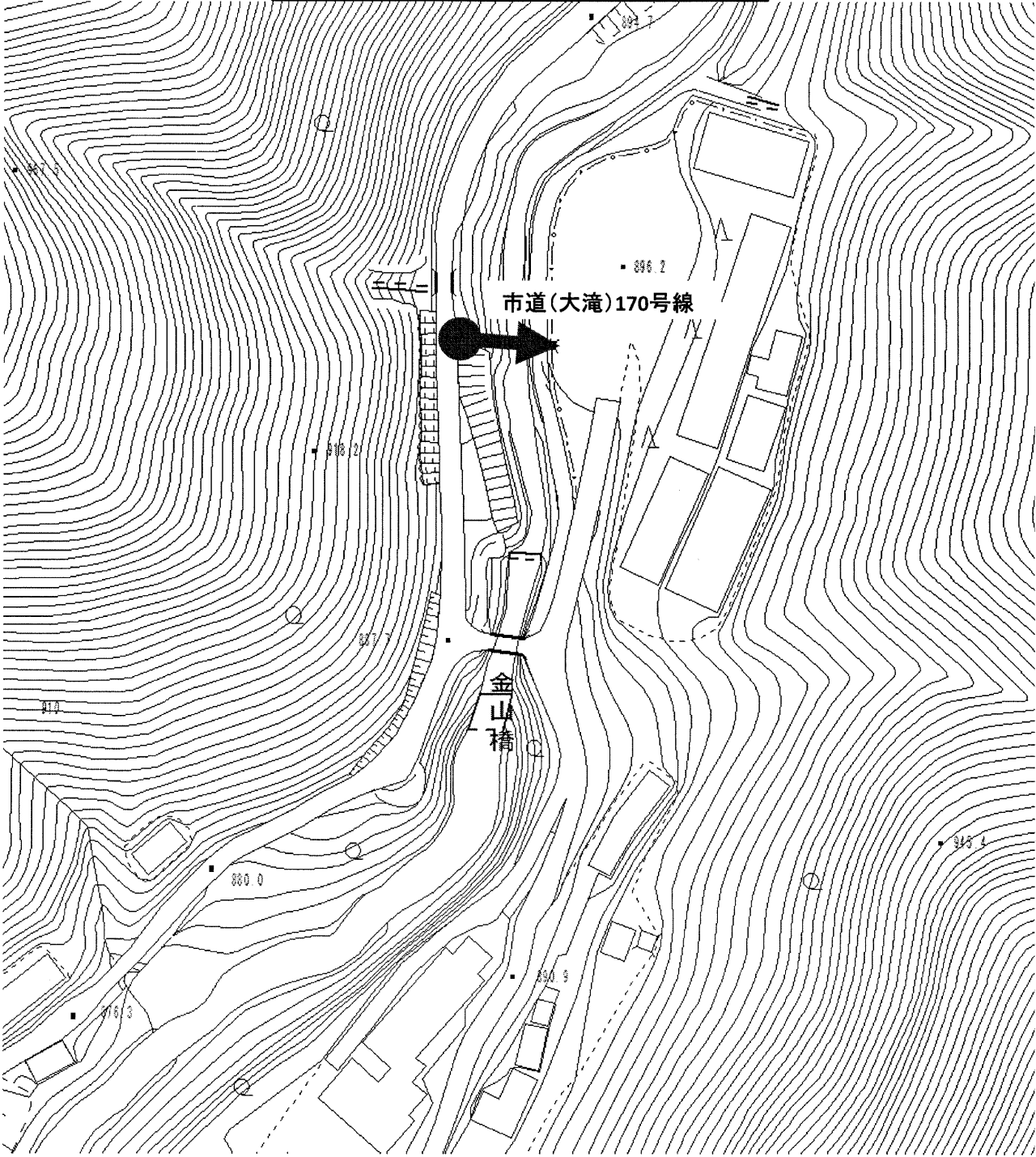
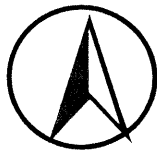
提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

案内図
認定廃止
市道(大滝)169号線
中津川地内
(1/1,000)



案内図
認定廃止
市道(大滝)170号線
中津川地内
(1/1,000)



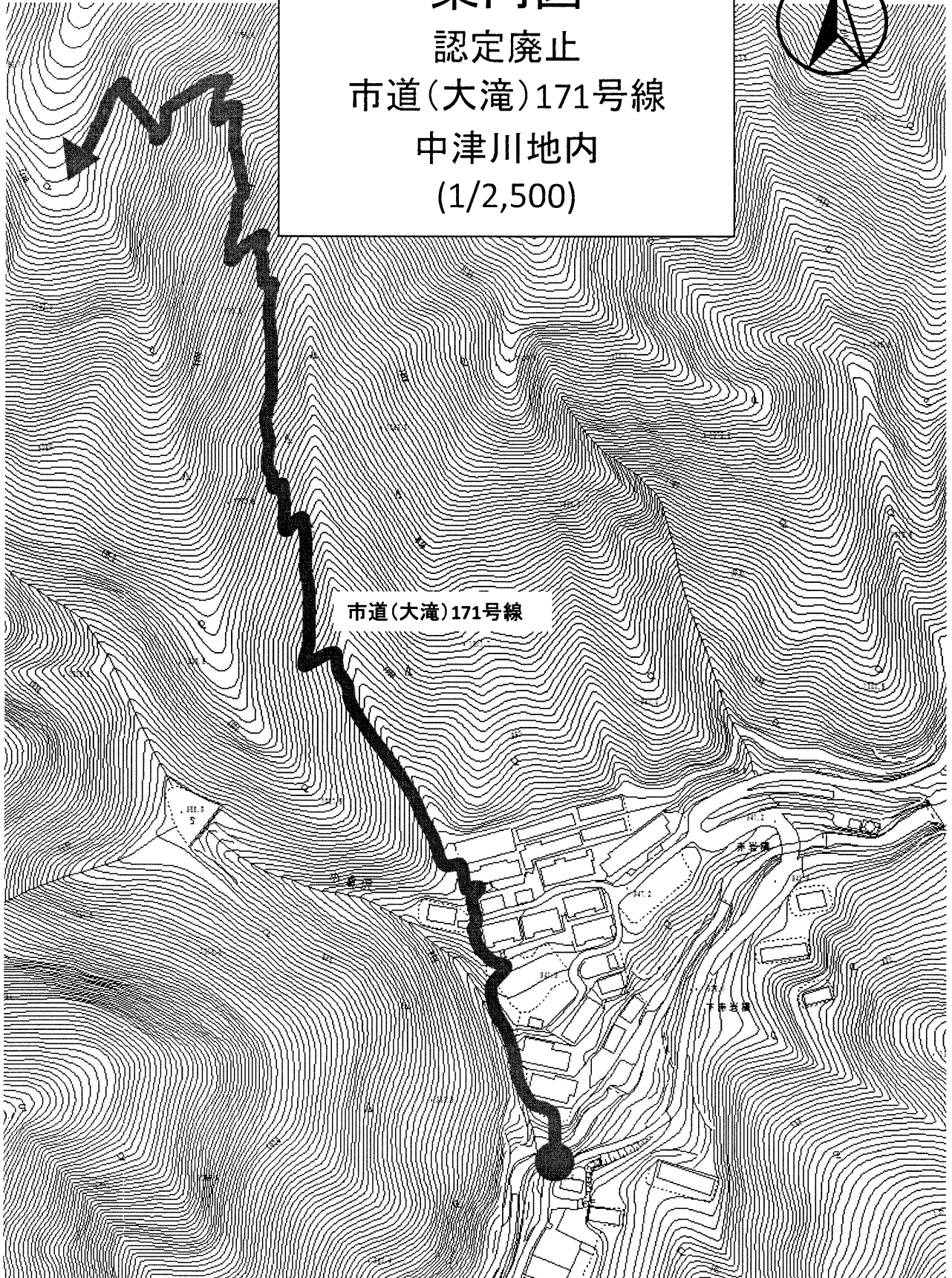
案内図

認定廃止

市道(大滝)171号線

中津川地内

(1/2,500)



議案第 4 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて議決を求める。

1 無償譲渡をする財産

種類：建物（施設名称：旧光岩小学校 所在地：秩父市大滝 4783 番地）

建物の名称	建物の構造	建物の面積
校舎	木造 2 階建瓦葺	680 平方メートル
校舎・屋内運動場	鉄骨造 2 階建亜鉛メッキ鋼板葺	643 平方メートル
校舎（特別教室）	木造平屋建亜鉛メッキ鋼板葺	76 平方メートル
給食室	木造平屋建亜鉛メッキ鋼板葺	38 平方メートル
便所	鉄骨造平屋建陸屋根	36 平方メートル
倉庫	木造平屋建亜鉛メッキ鋼板葺	27 平方メートル
合計	全 6 棟	1,500 平方メートル

2 無償譲渡の相手方

秩父市大滝 4783 番地

学校法人 光の村学園

理事長 井村雄三

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した公共施設の効率的かつ効果的な利活用を図るため、大滝地域内で約 30 年間の活動実績のある学校法人光の村学園に無償で譲渡したいため。

議案第5号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第8条第4項中「としての」を「たる」に改める。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたときは」に、「としての」を「たる」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に

改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第9条の2第2項及び第16条の6第2項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に

つき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

(2)
(3)
(4)

扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち

ち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。））にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

平成29年3月1日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員に支給する扶養手当の額について改定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 6 号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「割り振り」を「割振り」に改める。

第 4 条第 1 項中「割り振り」を「割振り」に改め、同条第 2 項中「割り振り」を「割振り」に、「規則の」を「規則で」に改める。

第 5 条及び第 8 条の 2 第 1 項中「規則の」を「規則で」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第 1 項から第 3 項まで、第 14 条第 2 項及び別表において同じ。）」に、「割り振り」を「割振り」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

第 8 条の 3 第 2 項前段中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者」と

して規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第14条第2項及び別表において同じ。）」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第8条の4第4項前段中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「とあるのは「第15条第1項」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「深夜に」を「第1項中「深夜に」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第10条第1項中「規則の」を「規則で」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第14条第2項第6号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているものその他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）」を加え、同項第16号中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「5日（」の次に「同項に規定する」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「勤務しない」を「任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「勤

務時間」を「勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条の見出し中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、「規則の」を「規則で」に改める。

第19条中「規則の」を「規則で」に改める。

第2条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第2項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

第14条第2項第6号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」を「養子縁組里親」に改める。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を「育児休業法」に改める。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているものとして当該児童を委託することができない職員

に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第2号中「(平成17年秩父市条例第38号)」を削る。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「の時間」を「又

は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第4条 秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成33年法律第76号）等の一部改正に伴い、介護休暇の分割付与、介護時間の新設のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 7 号

秩父市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市消防団設置等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 256 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づく消防団」を「基づき、消防団」に改める。

第 2 条の見出し中「設置等」を「設置、名称及び区域」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の消防団の名称は、秩父市消防団とし、その区域は、秩父市全域とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づく規定内容に準じ、所要の改正を行いたいため。

議案第 8 号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第 1 条 秩父市税条例（平成 17 年秩父市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 2 条 秩父市税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」

を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第34条の4の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動

車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 主として巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 主として血液事業の用に供するもの
- (4) 主として救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要があると認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第

454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秩父市税条例等の一部を改正する条例(平成26年秩父市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「秩父市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附則第16条	第82条	秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秩父市条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条の表第2号 ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条の表第2号 ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条の表第2号 ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秩父市税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中秩父市税条例附則第6条の改正規定及び次条第1項の規定 平成30年1月1日

(3) 第2条から第4条まで並びに次条第2項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 第2条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「31年新条例」という。）

第34条の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の創設、軽自動車税の環境性能割の導入のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 9 号

秩父市立保育所条例の一部を改正する条例

秩父市立保育所条例（平成 17 年秩父市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秩父市立原谷保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

平成 29 年 3 月 31 日をもって秩父市立原谷保育所を閉所したく、関係条文を整理したいため。

議案第10号

秩父市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年秩父市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秩父市に住所を有する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）」を「在宅の重度心身障害者」に、「、障害者」を「、重度心身障害者」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「障害者」を「重度心身障害者」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「第15条」及び「第12条」を「第12条第1項」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「もの」を「者」に、「これらと同程度以上」を「前各号に掲げる者と同程度又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 手当の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する重度心身障害者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号及び第2号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に入所している者

(2) 法第17条の規定による障害児福祉手当、法第26条の2の規定による特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けている者（肢体不自由により前条第1号に該当し、かつ、同条第2号又は第4号に該当する20歳未満の者のうち、規則で定める者を除く。）

(3) 65歳以上の者（次のいずれかに該当する者を除く。）

ア 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日において手当を受給していた者

イ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日において前2号のいずれかに該当することにより対象者とされていなかった者で、その後において前2号のいずれにも該当しなくなったもの

第4条の見出し中「申請及び」を「受給資格の」に改め、同条第1項中「申請

書等」を「申請書」に改める。

第5条第1項中「次の各号のいずれかに該当したとき」を「対象者でなくなった場合、又は死亡した場合」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合において、受給者（受給者が死亡した場合にあっては、その配偶者、親権を行う者、後見人その他当該受給者を監督保護していた者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第6条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条第2項中「障害者が第2条各号の障害」を「重度心身障害者が第2条各号」に改める。

第8条中「その」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、受給者が前年の所得により市町村民税を課されているときは、その年の8月から翌年の7月までの月分の手当を支給しないものとする。

第11条中「この条例又は」の次に「この条例に基づく」を加え、「届の」を「届出に係る」に改める。

第2条 秩父市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第26条の2第1号及び第2号」を「第17条第2号及び第26条の2第1号」に、「第1条第9号」を「第14条第3号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、支給制限施設及び超重症心身障害児に関する規定を改正したいため。

議案第11号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

9 平成29年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 29, 160円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 42, 120円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 45, 360円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 55, 080円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 64, 800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 74, 520円

ア 合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 81, 000円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 102, 380円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のい

ずれにも該当しない者

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 103, 680円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 116, 640円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 136, 080円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 149, 040円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 162, 000円

10 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度における第1号被保険者に係る介護保険料の段階判定に関する基準の特例について規定したいため。

議案第 12 号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年秩父市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

「第 4 章の 2 地域密着型通所

第 1 節 基本方針(第 60

第 2 節 人員に関する基準

第 3 節 設備に関する基準

第 4 節 運営に関する基準

第 5 節 指定療養通所介護

第 1 款 この節の趣旨及

第 2 款 人員に関する基

第 3 款 設備に関する基

第 4 款 運営に関する基

第 5 章 認知症対応型通所介

護
目次中「第 5 章 認知症対応型通所介護」を

介護

条の 2)

(第 60 条の 3・第 60 条の 4)

(第 60 条の 5)

(第 60 条の 6—第 60 条の 20)

の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 に改める。

び基本方針(第 60 条の 21・第 60 条の 22)

準(第 60 条の 23・第 60 条の 24)

準(第 60 条の 25・第 60 条の 26)

準(第 60 条の 27—第 60 条の 38)

護

」

第 7 条第 5 項第 11 号中「(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。)」を削り、同条第 9 項中「第 26 条第 1 項」の次に「及び第 27 条」を加え、同条第 11 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第 15 条中「及び第 68 条」を「、第 60 条の 6、第 60 条の 28 及び第 60 条の 29」に改める。

第31条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第60条中「夜間対応型訪問介護の」を「指定夜間対応型訪問介護の」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（）」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（）」に、「「夜間対応型訪問介護」」を「「指定夜間対応型訪問介護」」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」と

いう。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(施行規則第140条の63の6第1号イに該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市

長に届け出るものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

- 第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供

- される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス省令第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

- 第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
 - (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対

しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括

支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し

た日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

（管理者）

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（県条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更につい

て準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊

急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60

条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。
第62条第1項中「以下同じ。）の事業を行う者及び」を「）の事業を行う者及び」に改める。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「。第76条において同じ」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える」

に改める。

第83条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第94条第2項中「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第109条中「、第73条、第75条及び第78条」を「、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」に改める。

第119条第1項中「第111条第7項」を「第111条第5項」に改める。

第124条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改める。

第128条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第129条中「、第73条、第78条」を「、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで」に、「、第105条及び第106条第1項から第4項まで」を「及び第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第7章第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第134条第2項中「入居の」を「入居者の」に改める。

第135条第3項中「診療」を「診療所」に改める。

第148条第1項中「急変」を「急変等」に改める。

第149条第2項第8号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第150条中「、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条」に、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第152条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第167条中「管理上」を「管理上」に改める。

第169条第7号中「掲げるもののほか、」の次に「施設の」を加える。

第175条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第177条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第178条中「、第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第190条中「、第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第191条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第202条第2項第10号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第203条中「、第73条、第75条、第78条」を「、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から第107条」を「、第101条から第105条まで及び第107条」に、「とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

(秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村（特別区を含む。以下

同じ。)の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第45条第6項の表中「以下同じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第10項中「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第46条第1項中「。以下同じ」を削る。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「、第38条(第4項を除く。)及び第39条」を「及び第38条(第4項を除く。)から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第68条第2号中「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第82条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第 87 条中「第 39 条」の次に「、第 40 条（第 5 項を除く。）」を加え、「第 60 条、第 62 条及び第 63 条」を「第 60 条及び第 62 条」に改め、「第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と」を加え、「、第 63 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

厚生労働省令の一部改正による地域密着型通所介護事業の創設に伴い、その人員、設備及び運営に関する基準を新たに規定するほか、厚生労働省令で定める基準に準じた改正を行いたいため。

議案第13号

秩父まつり会館条例の一部を改正する条例

秩父まつり会館条例（平成24年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条中「定める」の次に「額の」を加える。

第15条第3項中「、第12条」を削り、「第3条及び第4条」を「これらの規定（第6条を除く。）」に、「「ときは」」を「第3条及び第4条中「ときは」」に改め、「、第5条第1項及び第3項、第7条第1項、第9条並びに第13条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と」及び「及び第12条第1項」を削る。

第16条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定により指定管理者に入館料を収受させる場合における第11条から第13条までの規定の適用については、第11条中「別表に」とあるのは「指定管理者が」と、第12条第1項及び第13条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「においては」とあるのは「においては、市長の承認を得て」とする。

別表中「第11条」の次に「、第16条」を加え、「410円」を「500円」に、「360円」を「450円」に、「200円」を「250円」に、「150円」を「200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る入館料について適用し、同日前の利用に係る入館料については、なお従前の例による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父まつり会館のリニューアルが完了したことに伴い、入館料について改定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第14号

秩父市教育研究所条例の一部を改正する条例

秩父市教育研究所条例（平成17年秩父市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秩父市大宮794番地6」を「秩父市荒川上田野1734番地6」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月21日から施行する。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市芸術文化会館の閉館に伴い、秩父市教育研究所を荒川総合支所内へ設置し、所在地を変更したいため。

議案第15号

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371,198千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,676,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,363,219	△56,000	8,307,219
	1 市民税	3,023,886	△56,000	2,967,886
12 分担金及び負担金		264,475	△10,000	254,475
	1 負担金	264,475	△10,000	254,475
13 使用料及び手数料		547,142	△4,000	543,142
	1 使用料	392,469	△4,000	388,469
14 国庫支出金		4,069,557	△193,813	3,875,744
	1 国庫負担金	2,705,095	△79,432	2,625,663
	2 国庫補助金	1,349,593	△114,381	1,235,212
15 県支出金		1,826,638	△4,339	1,822,299
	1 県負担金	867,346	△16,828	850,518
	2 県補助金	659,614	13,347	672,961
	3 委託金	299,678	△858	298,820
16 財産収入		145,401	115,743	261,144
	1 財産運用収入	108,912	115,743	224,655
17 寄附金		216,386	30,324	246,710
	1 寄附金	216,386	30,324	246,710
18 繰入金		2,743,617	△1,045	2,742,572
	1 繰入金	2,743,617	△1,045	2,742,572
20 諸収入		381,815	13,232	395,047
	5 雑入	213,609	13,232	226,841
21 市 債		4,667,824	△261,300	4,406,524
	1 市 債	4,667,824	△261,300	4,406,524
歳 入 合 計		34,047,310	△371,198	33,676,112

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,729,587	△63,347	7,666,240
	1 総務管理費	7,139,739	△57,706	7,082,033
	3 戸籍住民基本台帳費	161,964	△4,783	157,181
	5 統計調査費	4,557	△858	3,699
3 民生費		10,238,262	△57,204	10,181,058
	1 社会福祉費	5,487,341	48,086	5,535,427
	2 児童福祉費	3,507,430	△105,290	3,402,140
4 衛生費		2,591,543	△191,066	2,400,477
	1 保健衛生費	928,180	△12,668	915,512
	2 病院事業費	278,178	△89	278,089
	4 上水道費	752,967	△178,309	574,658
5 労働費		93,574	171	93,745
	1 労働諸費	93,574	171	93,745
6 農林水産業費		569,166	△16,775	552,391
	1 農業費	280,242	1,200	281,442
	2 林業費	288,924	△17,975	270,949
7 商工費		595,670	35,500	631,170
	1 商工費	595,670	35,500	631,170
8 土木費		2,679,066	△90,414	2,588,652
	2 道路橋りょう費	1,346,170	△114,563	1,231,607
	3 河川費	63,030	4,992	68,022
	4 都市計画費	924,935	19,157	944,092
9 消防費		1,114,685	△14,568	1,100,117
	1 消防費	1,114,685	△14,568	1,100,117
10 教育費		2,502,758	△45,882	2,456,876
	2 小学校費	687,581	△17,108	670,473
	4 幼稚園費	209,814	△22,744	187,070
	5 社会教育費	464,167	1,200	465,367
	6 保健体育費	500,811	△7,230	493,581
12 公債費		3,030,256	△57,397	2,972,859
	1 公債費	3,030,256	△57,397	2,972,859
13 諸支出金		2,307,350	125,093	2,432,443
	1 基金費	2,307,350	125,093	2,432,443
14 予備費		360,369	4,691	365,060
	1 予備費	360,369	4,691	365,060
歳 出 合 計		34,047,310	△371,198	33,676,112

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	野坂貸付住宅解体事業	3,256
		市民会館管理運営事業	3,500
		下宮地道路新設事業	7,986
		埼玉県防災無線システム移設事業	3,777
		Jアラート受信装置移設事業	430
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事務事業	5,066
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業	189,360
		地域密着型サービス等整備事業	32,000
		公的介護施設等整備事業	3,809
6 農林水産業費	2 林業費	栃谷・定峰搬出間伐事業	8,290
		石神沢線開設事業	38,000
		半納城峰線開設事業	7,300
		大達原線開設事業	24,700
		漆木白岩線改良事業	3,000
		三峰線改良事業	9,900
7 商工費	1 商工費	大滝温泉源泉ポンプ交換事業	35,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線 7 号線新設改良事業	20,032
		幹線 5 1 号線新設改良事業	14,000
		幹線 6 1 号線新設改良事業	9,500
		幹線 6 7 号線新設改良事業	5,800
		高篠 1 0 4 ・ 1 0 8 号線新設改良事業	7,000
		原谷 6 9 号線新設改良事業	2,340
		吉田幹線 1 2 0 号線新設改良事業	126
		下吉田 4 3 号線新設改良事業	15,900
		上吉田 8 3 号線新設改良事業	6,168
		大滝幹線 1 7 号線新設改良事業	27,900
		荒川幹線 3 号線新設改良事業	15,525
		荒川幹線 4 号線新設改良事業	31,036
		荒川小野原 9 号線（Ⅱ工区）新設改良事業	17,700
		荒川日野 3 9 号線道路改築事業	2,215
		橋りょう点検事業	33,620
		山田橋補修事業	4,845
		小池橋補修事業	9,000
		金倉橋補修事業	6,000
		檜木高架橋補修事業	5,625
		久形橋補修事業	4,650
		大血川橋補修事業	5,500
		中山橋ほか 2 橋補修事業	13,325
		花御堂橋補修事業	4,400
		武之鼻橋補修事業	44,900
		萩川橋歩道架設事業	39,800

8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	6,512
		巢掛沢水路改修事業	3,000
		金室水路改修事業	6,500
		峰沢排水路改修事業	5,200
		寺尾丸山水路改修事業	6,000
		沢入沢水路改修事業	6,100
		西沢（彦久保）水路改修事業	6,600
	4 都市計画費	景観形成重点地区支援事業	2,000
		中央通線街路整備事業	93,176
5 住宅費	老朽市営住宅住宅解体事業	5,000	
9 消防費	1 消防費	防火水槽築造事業	5,500
		防火水槽解体事業	3,091
		震度情報ネットワークシステム整備事業	3,418
10 教育費	2 小学校費	花の木小学校ブロック塀・フェンス改修事業	3,940
		普通教室空調設備設置第3期事業	90,699
	3 中学校費	荒川中学校プール塗装替事業	4,180
	5 社会教育費	歴史文化伝承館電気式移動観覧席改修事業	15,000
	6 保健体育費	文化体育センター改修事業	3,677
		文化体育センター備品購入事業	10,000
		温水プール改修事業	1,924

第 3 表 地方債補正

(変更及び廃止)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
3 上水道老朽管更新対策事業出資	111,300	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
4 上水道広域化施設整備事業出資	280,900		
5 森林管理道整備事業費	95,200		
6 地方道路整備事業費	641,800		
8 消防団詰所建設事業費	24,000		
9 防火水槽築造事業費	11,000		
10 小学校校舎空調整備事業費	174,800		
12 ふるさと集落生活圏形成推進事業費	11,600		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	0	補正前に同じ。		
	211,900			
	89,500			
	604,000			
	17,500			
	5,500			
	154,600			
	6,300			

議案第16号

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,833,377千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 共同事業交付金		1,960,176	6,596	1,966,772
	1 共同事業交付金	1,960,176	6,596	1,966,772
8 財産収入		5	△3	2
	1 財産運用収入	5	△3	2
9 繰入金		721,811	26,510	748,321
	1 他会計繰入金	721,810	26,510	748,320
歳入合計		8,800,274	33,103	8,833,377

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 共同事業拠出金		1,755,003	43,602	1,798,605
	1 共同事業拠出金	1,755,003	43,602	1,798,605
8 保健事業費		87,639	△2	87,637
	2 保健事業費	40,860	△2	40,858
9 基金積立金		1	△1	0
	1 基金積立金	1	△1	0
11 予 備 費		64,626	△10,496	54,130
	1 予 備 費	64,626	△10,496	54,130
歳 出 合 計		8,800,274	33,103	8,833,377

議案第17号

平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,293,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成29年3月1日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		84,000	△16,900	67,100
	1 国庫補助金	84,000	△16,900	67,100
歳入	合計	1,310,542	△16,900	1,293,642

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		798,801	△36,000	762,801
	2 公共下水道築造事業費	374,812	△36,000	338,812
3 予 備 費		40,696	19,100	59,796
	1 予 備 費	40,696	19,100	59,796
歳 出	合 計	1,310,542	△16,900	1,293,642

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	1 総務費	下水道管渠等維持管理事業	2,000
	2 公共下水道築造事業費	下水道管渠築造事業	158,400

議案第18号

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,050千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		19,750	△17,250	2,500
	1 国庫補助金	19,750	△17,250	2,500
6 市 債		28,000	△17,800	10,200
	1 市 債	28,000	△17,800	10,200
歳 入 合 計		162,436	△35,050	127,386

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		104,610	△37,398	67,212
	1 総務費	104,610	△37,398	67,212
3 予備費		11,265	2,348	13,613
	1 予備費	11,265	2,348	13,613
歳 出	合 計	162,436	△35,050	127,386

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 農業集落排水事業費	28,000	普通貸借又 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	10,200			補正前に同じ。

余 白

議案第19号

平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,963千円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		14,300	△4,610	9,690
	1 設置費分担金	14,300	△4,610	9,690
3 国庫支出金		48,294	24,147	72,441
	1 国庫補助金	48,294	24,147	72,441
4 県支出金		21,000	△7,000	14,000
	1 県補助金	21,000	△7,000	14,000
8 市 債		82,200	△66,500	15,700
	1 市 債	82,200	△66,500	15,700
歳 入 合 計		252,737	△53,963	198,774

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 施設管理費		27,470	△6,335	21,135
	1 施設管理費	27,470	△6,335	21,135
3 施設整備費		166,682	△53,745	112,937
	1 施設整備費	166,682	△53,745	112,937
5 予 備 費		9,596	6,117	15,713
	1 予 備 費	9,596	6,117	15,713
歳 出 合 計		252,737	△53,963	198,774

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 特定地域生活排水処理施設整備事業費	82,200	普通貸借又 は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	15,700			補正前に同じ。

議案第20号

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 駐車場費	1 事業費	三峰駐車場観光トイレ改修事業	61,760
		三峰成蹊殿広場舗装事業	2,808

議案第21号

平成28年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 平成28年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 病院事業収益	3,124,671千円	12,176千円	3,136,847千円
第1項 医業収益	2,958,106千円	8,328千円	2,966,434千円
第2項 医業外収益	166,565千円	3,848千円	170,413千円
支		出	
第1款 病院事業費用	3,298,135千円	△65,867千円	3,232,268千円
第1項 医業費用	3,234,635千円	△60,688千円	3,173,947千円
第2項 医業外費用	61,846千円	△5,179千円	56,667千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 88,816千円」を「不足する額 113,395千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 88,716千円」を「過年度分損益勘定留保資金 113,295千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	312,205千円	△25,300千円	286,905千円
第1項 企業債	230,700千円	△25,300千円	205,400千円
支		出	
第1款 資本的支出	401,021千円	△721千円	400,300千円
第1項 建設改良費	265,410千円	△721千円	264,689千円

第4条 予算第6条に定めた、起債の限度額「176,900千円」を「151,600千円」に改める。

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,867,126千円	△53,504千円	1,813,622千円

第6条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	196,673 千円	△89 千円	196,584 千円

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 22 号

平成 29 年度秩父市一般会計予算

平成 29 年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 23 号

平成 29 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

平成 29 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 24 号

平成 29 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 25 号

平成 29 年度秩父市介護保険特別会計予算

平成 29 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第26号

平成29年度秩父市下水道事業特別会計予算

平成29年度秩父市下水道事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 27 号

平成 29 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

平成 29 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 28 号

平成 29 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

平成 29 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 29 号

平成 29 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

平成 29 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第30号

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計予算

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成29年3月1日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 31 号

平成 29 年度秩父市立病院事業会計予算

平成 29 年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 29 年 3 月 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康